

＼空き家をお持ちのみなさま／

奨励金 最大

5

万円 交付します！



たまのの住宅活用奨励金

空き家バンクに登録した物件が、県外在住の「たまのの認定移住者(※)」と契約成立した場合、物件所有者（空き家の持ち主）へ奨励金を交付します。

契約日から2年以内の物件が対象です。

その他、詳細は市ホームページをご覧ください。

(※) たまのの認定移住者：玉野市が認定した本市への移住希望者



交付
対象

すべてを満たす方が対象です。

- ・ 空き家の所有権を有し、当該物件の固定資産税の納税義務者である
- ・ 契約の相手方と3親等以内の親族でない
- ・ 現住所地の市区町村民税の滞納がない
- ・ 暴力団や暴力団員等と密接な関係を持っていない

奨励
金額

最大 5 万円

- ・ 売買契約の場合：契約金額 $\times 1 / 20$
- ・ 賃貸借契約の場合：契約期間の家賃総額 $\times 1 / 5$

【問合せ】 玉野市政策企画課 移住定住推進室 ☎0863-32-5580